

多摩広域基幹病院（仮称）及び小児総合医療センター（仮称）
整備等事業 基本協定書 （案）

平成 18 年 月 日

東京都

株式会社[]

株式会社[]

【目 次】

第1条	（目的）	1
第2条	（用語の定義）	1
第3条	（基本的合意）	1
第4条	（特別目的会社の設立等）	2
第5条	（特別目的会社の株主）	2
第6条	（株式の譲渡等の制限）	2
第7条	（事業契約の締結）	<u>43</u>
第8条	（準備行為）	4
第9条	（出資者の誓約書）	<u>45</u>
第10条	（薬品の調達）	<u>45</u>
第11条	（中核企業の義務等）	5
第12条	（秘密保持）	<u>56</u>
第13条	（契約期間）	6
第14条	（協議）	6
第15条	（準拠法及び裁判管轄）	6
別紙 1	S P Cの株主構成等	<u>78</u>
別紙 2	誓約書の記載事項	<u>89</u>
（別紙 2 別添）	株式処分承認申請書（書式）	<u>910</u>

株式会社[](以下「中核企業」という。)、株式会社[](以上の者を総称して、以下「落札者」という。)及び東京都(以下「都」という。)は、多摩広域基幹病院(仮称)及び小児総合医療センター(仮称)整備等事業(以下「本事業」という。)に関して、以下のとおり合意する。

(目的)

第1条 本協定は、第4条の規定に基づき、~~中核企業、他の落札者の全部又は一部~~及び予め中核企業が都に対し通知した第三者](以下「当初株主」という。)の出資により本事業を遂行するために設立される特別目的会社(以下「SPC」という。)をして、都との間で本事業に関する事業契約(以下「事業契約」という。)を締結せしめること、その他本事業を円滑に実施するために、都と落札者が負うべき責務について定めるものである。

(用語の定義)

第2条 本協定に別段の定めがある場合を除き、本協定中に使用する用語の定義は、本事業を実施する事業者を選定するための総合評価一般競争入札(以下「本入札」という。)に係る募集要項(平成17年3月31日付公表。以下「募集要項」という。)において定められた用語の定義による。

(基本的合意)

第3条 落札者は、募集要項、その補足資料及び質疑回答(ただし、参考資料を除くものとする。以下「募集要項等」と総称する。)に記載の条件(以下「都提示条件」という。)を十分に理解し、これに合意したことを確認する。

2 落札者は、下記(1)及び(2)に掲げる事項に同意し、その旨を確認する。

(1) ~~応募者提案(平成17年 月 日付応募提案書類、その詳細を確認するために都が落札者に対し行った照会に対する落札者の回答及び応募者面接速記録(平成17年 月 日付)並びにを含む。)~~のほかに本協定書の調印日までに当該応募提案書類を詳細に説明する目的で落札者が作成して都に提出した応募者提案補足書類、その他一切の説明・補足文書を含む。)の内容を含む。(以下「応募者提案等」と総称するいう。)が都提示条件に合致するか否かにつき、都がその合理的な裁量によりこれを決定することができること。

(2) 応募者提案等が都提示条件に合致しない提案(以下「逸脱提案」という。)を含むと判断された場合、都提示条件の内容が逸脱提案に優先すること。

3 都は、応募者提案等が逸脱提案を含むと判断した場合、落札者に対し、該当事項を特定し、逸脱提案であると判断した理由を明示した上で、その旨を書面により通知する。

4 前項による通知を受けた落札者は、その責任及び費用により、都に対し、逸脱提案であるとされた応募者提案等の該当事項につき、速やかに書面により説明を行い、該当事項に係る新たな仮案を書面により提出する等その他必要な措置を講じ、応募者提案等が都提示条件に合致するよう訂正する。

5 応募者提案等が逸脱提案を含むことに起因して都に追加費用等が生じた場合、落札者

は都に対しかかる追加費用等を補償する。

- 6 都及び落札者は、事業契約に関する協議において、都提示条件及び応募者提案等に基づき、その内容を確定することが困難な事項がある場合、両当事者は、募集要項等において示された本事業の目的、理念に照らして誠実に協議し、解釈するものとする。

(特別目的会社の設立等)

- 第4条 中核企業は、落札者決定後速やかに、他の当初株主とともに本事業を遂行することのみを目的とする株式会社を設立するものとする。
- 2 S P Cの本店所在地は、東京都内とする。
- 3 中核企業は、都に対し、S P Cの設立後速やかに、S P Cの本店所在地、代表者の氏名及び業務担当者の氏名その他都とS P Cとの間の連絡に必要な事項を、書面により届け出るものとする。
- 4 S P Cにおける会計年度は、各暦年の4月1日を始期とし、翌年の3月31日を終期とする1年間とする。ただし、最初の会計年度の始期はS P Cの設立日とし、最終の会計年度の終期は運営期間の終了日とする。
- 5 落札者は、S P Cをして、開設日の属する会計年度の直前の会計年度末までに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和49年法律第22号)第1条の2第1項に規定する大会社又は同条第3項第2号に規定するみなし大会社とならしめる。
- 6 落札者は、事業期間中、S P Cが前項に規定する大会社又はみなし大会社であることを維持する。

(特別目的会社の株主)

- 第5条 S P C設立時の当初株主の構成及びその出資額は、別紙1「S P Cの株主構成等」に記載のとおりとする。
- 2 S P C設立時以降開設日の属する会計年度を初年度とする5会計年度(開設日の属する会計年度を含む。)の最終日まで(以下「当初開設期間」という。)中核企業は、第11条に規定されたその義務を履行するために必要~~な~~又は適切であるとして都が満足する形式で、S P Cの株主の中で、その最多数の議決権を有し、これを維持するものとする。
- 3 当初開設期間は、落札者の構成員は、S P Cの議決権株式の過半数を保有するものとする。

(株式の譲渡等の制限)

- 第6条 前条第2項違反を惹起する場合を除き、当初開設期間満了の前後を問わず、落札者の構成員たるS P Cの株主は、落札者の構成員たる他のS P Cの株主に対して、その保有するS P Cの議決権株式を譲渡その他の方法により処分(以下「譲渡等」という。)することができる。この場合、S P Cの議決権株式を譲渡等しようとする者は、都及び中核企業(ただし、S P Cの株式を譲渡等しようとする者が中核企業であるときを除く。)に対し、譲渡等の相手方並びに譲渡等する議決権株式の種類及び数その他都があらかじめ指定する事項を、書面により事前に通知しなければならない。

- 2 前条第2項又は第3項違反を惹起する場合を除き、当初開設期間満了の前後を問わず、落札者の構成員以外のSPCの株主は、他のSPCの株主に対して、その保有するSPCの議決権株式を譲渡等することができる。この場合、SPCの議決権株式を譲渡等しようとする者は、都及び中核企業に対し、譲渡等の相手方並びに譲渡等する株式の種類及び数その他都があらかじめ指定する事項を、書面により事前に通知しなければならない。
- 3 SPCの株主が、当初開設期間満了前に、SPCの株主以外の者に対して、その保有するSPCの議決権株式を譲渡等しようとする場合、前条第2項又は第3項違反を惹起するか否かを問わず、都及び中核企業（ただし、SPCの議決権株式を譲渡等しようとする者が中核企業であるときを除く。）に対し、譲渡等の相手方並びに譲渡等する株式の種類及び数その他都があらかじめ指定する事項を通知し、書面による事前の承諾を得なければならない。
- 4 第2項又は第3項違反を惹起する場合を除き、当初開設期間中、SPCは、株式を発行することができる。この場合、SPCは、都に対し、株式引受人並びに割り当てる株式の種類及び数その他あらかじめ都が指定する事項を、書面により通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、当初開設期間において、SPCがSPCの株主以外の者に対して議決権株式を割り当てて発行するためには、前条第2項又は第3項違反を惹起するか否かを問わず、都に対し、譲渡等の相手方並びに譲渡等する株式の種類及び数その他都があらかじめ指定する事項を通知し、書面による事前の承諾を得なければならない。
- 6 当初開設期間の満了後、SPCの株主の全部又は一部がSPCの議決権株式の譲渡等を希望する場合、譲渡等を希望する当該株主（以下「譲渡等希望株主」という。）は、中核企業（ただし、中核企業が譲渡等希望株主である場合は、SPCの議決権株式の持株比率が第二位の株主）に対し、都と当初株主との間で[事業契約締結時まで]書面により合意した、SPCの株主がその保有株式を譲渡することを認める退出条件が整い、その他必要な条件（以下「退出条件等」という。）を満足している旨を証する書面を添え、その旨を書面により通知するものとする。
- 7 中核企業（ただし、中核企業が譲渡等希望株主である場合は、SPCの議決権株式の持株比率が第二位の株主）は、前項の通知の受領後速やかに、退出条件等が満足されていることを確認の上、都に対し、その旨を書面により通知する。
- 8 前項の通知の受領後、都が譲渡希望株主に対し書面により、かかる譲渡を承諾した旨の通知をした（中核企業にはその写しを送付するものとする。）場合、譲渡等希望株主は議決権株式の譲渡等を行うことができる。ただし、都は、退出条件等を満たしている場合、合理的な理由なく譲渡等の承諾を拒むことはできないものとする。
- 9 当初開設期間の満了後、SPCは、都に対し、株式引受人並びに割り当てる議決権株式の種類及び数その他都があらかじめ指定する事項について、書面により事前に通知することにより、随時その必要に応じ株式を発行することができる。

（事業契約の締結）

第7条 都と落札者は、下記（１）及び（２）並びに本協定のその他の規定に従い、事業

契約の締結に向けてそれぞれ誠実に協議するものとし、可能な限り速やかに、事業契約の締結が実現するよう最大限の努力をするものとする。

(1) 本協定の締結後また都から書面によりその旨の請求があった場合にはその後速やかに、落札者は都に対し、応募者提案等の詳細を明確にするために必要又は相当として都が合理的に要求する資料(提案金額の内訳書を含むものとする。)その他一切の書面及び情報を提出する。

(2) 平成15年3月31日付「PFI事業に係る民間事業者の選定及び協定締結手続きについて」と題する通知(総行第43号総行地第44号)に添付された平成15年3月20日付で公表された「PFI事業に係る民間事業者の選定及び協定手続きについて」と題する民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ(3)に基づき、都が都提示条件を変更した場合、落札者は都に対し、速やかにかかる変更を反映した内容の応募者提案等の仮案(仮見積りを含む。)を書面により提出する等必要な措置を講じ、応募者提案等が変更後の都提示条件に合致するよう訂正する。

- 2 落札者は事業契約の締結に向けて相互に協力し、一体として行動するものとする。
- 3 都は、事業契約の締結に先立ち、事業契約締結に関し必要と考えられる手続きを行うものとする。
- 4 落札者は、SPCをして、都に対し、事業契約の締結に先立ち、東京都契約事務規則の規定に従い、事業契約に定める施設整備費の10%に相当する額~~の~~契約保証金を納付せしめるものとする。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかの場合は、この限りではない。

(1) SPCが、事業契約の締結に先立ち、本件病院施設の設計及び施工に関して、都を被保険者とし、開設準備期間を保険期間とする事業契約に定める施設整備費の10%に相当する額の履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険に係る保険証券を提出したとき。

(2) SPCが、事業契約の締結に先立ち、本件病院施設の施工請負者をして、本件病院施設の設計及び施工に関して、SPCを被保険者とし、開設準備期間を保険期間とする事業契約に定める施設整備費の10%に相当する額の履行保証保険契約を締結を締結させかつ、SPCの費用で当該履行保証保険契約に基づく履行請求権及び保険金請求権につき、都を質権者とする質権を設定したとき。又は契約保証金の納付に代えて、事業契約に定められた債券若しくは小切手の提供、保証契約の締結、若しくは履行保証保険契約の締結及び質権の設定のうちいずれかの措置を取らしめるものとする。¹

(準備行為)

第8条 落札者は、SPCの設立の前後を問わず、SPCの設立後事業契約の締結前であっても、自己の費用と責任において、本事業に関して必要な準備行為(業務設計及び施

¹ 都が、SPCに対し、競争入札参加資格確認通知書により、契約保証金の納付を要しない旨を通知したときは本項は削除する。

設設計に関する打合せを含む。)を行うことができる。この場合、都は、必要かつ可能な範囲内で、落札者の行うかかる準備行為に協力するものとする。

- 2 都と落札者は、S P Cの設立後速やかに、かかる準備行為及びそれに対する都による協力の結果をS P Cに対し引き継がせるよう最大限努力する。
- 3 都及び落札者いずれの責にも帰すべからざる事由により、都とS P Cが事業契約の締結に至らなかったときは、別途書面による合意がある場合を除き、都と落札者が本事業の準備に関して既に支出した費用等については、各自が負担とするものとし、かかる準備行為に要した費用等に関連し、両当事者間での費用等の請求、清算、その他相互に債権債務関係は一切生じないものとする。

(出資者の誓約書)

第9条 中核企業は、随時、当初株主及びS P Cの株式の譲渡等の相手方を取りまとめ、都に対し、株式の譲渡等に関する概要別紙2「誓約書の記載事項」記載の内容の誓約書を提出せしめるものとする。

(薬品の調達)

第10条 落札者は、事業期間中、(1)S P C自らが薬品を調達、都に納入する場合には、S P Cをして、また、(2)S P Cが調達代行を行う場合には、株式会社[]²、又は都の書面による同意を得てS P Cが指定した第三者をして、事業契約((2)の場合、事業契約とともに、都と株式会社[]またはS P Cが指定した第三者との調達契約)の規定に従い薬品を調達せしめるものとする。

(中核企業の義務等)

第11条 中核企業は、当初開設期間中~~開設日の属する会計年度以降の~~各会計年度決算において営業キャッシュフローの赤字を計上することが合理的に予想された場合、S P Cに対し、自らかかる営業キャッシュフローの赤字に相当する以上の金額を追加出資(優先株式による出資であるか普通株式による出資であるかを問わない。)若しくは劣後融資し、または第三者をして追加融出資(但し、第6条の制約に服するものとする。)若しくは劣後融資せしめるものとする。~~(以下「中核企業の財務支援義務」という。)~~ただし、~~中核企業の財務支援義務の累計は、募集要項中の入札説明書別紙3の2(1)に掲げる施設整備費等の金額の40分の1の金額を上限とする。~~

- 2 落札者は、本入札の募集要項 要求水準書1 サービスプロバイダー業務(1)総論に規定された、都が求めている都とS P Cとの関係やS P Cに求められているサービスプロバイダーとしての機能等につき、十分理解していることを、ここに確認する。中核企業は、S P Cの設立に当たってはその他の落札者とともに、また協力企業の選定その他S P Cの経営に当たっては落札者や落札者の構成員以外の当初株主とともに、サービスプロバイダーとしてのS P Cに求められている機能が発揮できるようにするために必要とされるS P Cの体制を準備し、その他都のかかる要請を満足させるべく、最大限の努

² 落札者中、都に薬品を納入する卸業者の名称を挿入。

力をするものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、協力企業がS P Cの当初株主となり、又は当初株主からS P Cの議決権株式を譲り受け、またはS P Cから議決権株式の割当てを受けることができる。ただし、この場合、落札者は、協力企業がS P Cの議決権株主となることにより利益相反の事態が生ずることのあることに留意し、落札者の構成員以外の当初株主とともに、かかる事態を回避すべく最大限の努力をするものとする。
- 4 本協定の締結後、落札者は、落札者の構成員以外の株主とともに、本協定の規定の遵守が確保されるうえで必要又は相当として都が満足する内容及び形式の株主間契約又はその他の契約を、速やかに締結するものとする。

(秘密保持)

第12条 都と落札者は、本事業に関して知り得た相手方の秘密につき、相手方の書面による事前の同意を得ずして第三者に開示しないこと及び本協定の目的以外には使用しないことを確認する。ただし、以下の各号に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 公知である場合
- (2) 本協定締結後、開示権限を有する第三者から適法に開示を受けた場合
- (3) 被開示者が独自に開発した情報として文書の記録で証することができる場合
- (4) 裁判所により開示が命ぜられた場合
- (5) 都が情報公開条例に基づき開示を求められた場合
- (7) 当事者の弁護士その他本事業にかかるアドバイザー及び協力企業に守秘義務を課して開示する場合
- (8) 落札者が本事業の遂行に係る資金調達に関して契約上守秘義務を負う金融機関と協議を行う場合
- (9) その他法令に基づき開示する場合

(契約期間)

第13条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から事業契約締結の日又は落札者が辞退した日のいずれか早い日までとする。~~ただし、~~

2 前項の規定にかかわらず、第4条第2項及び第4項ないし第6項、第5条、第6条、第8条第2項及び第3項、第10条、第11条、~~第12条~~並びに第14条の規定の効力は、事業契約締結の日又は落札者が辞退した日以後も運営期間満了の日まで存続するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、第12条の規定は同条の秘密が公知となるまで存続するものとする。

(協議)

第14条 本協定の規定又は本協定に定めのない事項につき疑義が生じた場合、本協定の当事者は誠意をもって協議により解決するものとする。

(準拠法及び裁判管轄)

第 1 5 条 本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本協定に関する一切の裁判の第一審の専属管轄は東京地方裁判所とする。

以上を証するため、本協定書[3]通を作成し、都及び各落札者は、それぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 1 8 年 月 日

東京都：東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
東京都知事

[]

株式会社[]：[本店所在地]
代表取締役社長

[]

株式会社[]：[本店所在地]
代表取締役社長

[]

別紙1 S P Cの株主構成等

1 S P C名 []

2 設立時のS P Cの株主構成及び株主の出資額

株式会社[] []億円

株式会社[] []億円

別紙 2 誓約書の記載事項

株主は、その所有にかかるSPCの議決権株式の譲渡又は担保権の設定その他の方法による処分を行おうとするときは、多摩広域基幹病院(仮称)及び小児総合医療センター(仮称)整備等事業に係る基本協定書第6条の規定に従い、必要に応じ、都又は中核企業に対し、事前に別添の書式の株式処分承認申請書を提出し、譲渡等株式数、譲渡等の相手方及び処分の内容を通知すること。

以 上

(別紙2別添) 株式処分承認申請書(書式)

東京都知事/(写し)[中核企業名]あて

このたび、私の保有する[(SPC名)]の議決権株式を以下のとおり処分するにつきご承諾いただきたく、東京都と株式会社[]等との間で締結した平成18年 月 日付多摩広域基幹病院(仮称)及び小児総合医療センター(仮称)整備等事業に係る基本協定書第6条の規定に従い、ここに申請いたします。

1 申請にかかる譲渡等の方法

株式の譲渡

株式への担保権設定

その他の処分(具体的内容:)

2 譲渡等の相手方

住所: ()

氏名: ()

代表者(法人の場合):()

3 譲渡等の対象株式の種類及び数:[]株式[]株

4 譲渡等予定日:平成 年 月 日

5 その他

(1) 退出条件等が満足されているとする理由は、添付証明書に記載のとおりです。

(2) 今般の株式譲渡等の相手方に対し、予め掲題基本協定書を開示し、その内容を了解させております。

以 上

平成 年 月 日

申請者: _____

住 所: _____

代表者: _____ 印